



平成23年5月2日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 坂本 貴
(コード番号 6819)
問い合わせ先
IR担当執行役員 関本 秀貴
電話番号 03-5786-3900

当社株式の上場廃止基準（株価）の猶予期間入り及び 監視区分の指定に関するお知らせ

当社株式につきまして、平成23年4月の月末終値及び月間終値平均が10円未満であったことにより、大阪証券取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第4号（株価）の猶予期間入りとなり、それに伴い監視区分に指定されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社株式の株価について

当社株式は、平成23年4月の月末終値及び月間終値平均が10円未満に該当したことにより、株価の猶予期間入りとなり、それに伴い監視区分に指定されました。JASDAQにおける有価証券上場規程第47条第1項第4号（株価）では、月末終値または月間終値平均が10円未満である場合において、3ヶ月以内に月末終値及び月間終値平均が10円以上とならない場合には、上場廃止になる旨規定されております。

(ご参考)

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 平成23年4月末（4月28日）現在の当社月末終値 | 4円 |
| ② 平成23年4月の月間終値平均 | 4.35円 |

2. 猶予期間について

当社の猶予期間は、平成23年5月1日から平成23年7月31日となります。

3. 今後の見通しについて

当社グループは、平成23年3月期につきましては、経営の合理化のため、不採算事業の撤退等大幅な経費削減を進めて参りました。平成24年3月期につきましては、さらに損益分岐点を下げるために固定経費の削減を図り、また平成23年3月に発生した東日本大震災の影響もありますが、主力であるレジャー事業において、売上の拡大のための様々な対策を検討しております。

このたびの上場廃止基準の猶予期間に該当したことにより、株主の皆様を始め関係者の皆様には多大なご迷惑ならびにご心配をおかけいたしますが、今後とも大阪証券取引所ジャスダック市場における上場を維持するよう努めて参るとともに、上記のとおり、より一層の経営努力を図り、また適時・適切な情報開示を行ってまいりたいと思っております。

株主、投資家の皆様並びに関係者の皆様には、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上